

委員会提出議案第2号

公契約に係る業務の質の維持向上及び当該業務に従事する労働者の適正な労働条件等の確保に向けた取組を求める決議

公共事業・公共サービスは、市民の日常生活や社会生活を支えるために不可欠なものである。

地方自治体の入札については、透明性、公正性及び経済性の確保のために、一般競争入札の対象範囲の拡大などの入札・契約制度の改革が進められてきた。その一方で、近年の経済状況の悪化に伴う過度の低価格競争によって、下請事業者や業務に従事する労働者にそのしわ寄せがもたらされている点が、今、問題として指摘されている。

公共事業・公共サービスの質を確保しつつ、その業務に従事する労働者の雇用と賃金・労働条件の適正化を図ることは喫緊の課題である。

もとより、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定しており、行政経費の節減に努めることは当然である。同時に、公共サービス基本法第11条は、「公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定しており、現場で働く労働者の雇用と賃金・労働条件について適正な水準を確保しなければ、真の住民福祉の増進にはつながらず、公共サービスの目的を達成することはできないと考える。

このような認識の下、さいたま市においても、市民の生活基盤を支える社会的責任を負う立場であることを重く受け止め、市が締結する契約が、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものとなるようにしなければならない。

よって、さいたま市議会は、地域経済の活性化につながることから、関係諸法令との整合を図りつつ、公契約に係る業務の質の維持向上及び当該業務に従事する労働者の適正な労働条件等の確保に向けた取組の推進を求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月16日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 輿水 恵一